

複数集落を範囲とした集落営農の展開と労務管理——集落や家を構成単位とした作業分担に着目して——

金子いづみ

（日本学術振興会特別研究員）

現在、農政の進める政策に対応する方向で、集落営農の設立が各地で進められている。そこで意識されているのは集落営農を通じた構造政策の推進である。一方で、農政上で集落営農が水田農業の「担い手」として位置づけられる以前から、担い手が不足する水田地域を中心として、数多くの集落営農が設立されてきた。そうした地域には、地域の実情に応じて組織化し、政策にも対応しながら、既存の農業集落を超える範囲にて大規模な経営を展開するものも存在している。

本論では、そうした既存の集落を超える範囲にて営農活動を一元的に行う（以下、「複数集落一農場方式」と呼ぶ）集落営農を対象とし、作業確保における既存の集落や家の単位の規定性を明らかにすることを課題とした。集落と経営体の範囲（複数集落）にズレがある組織を選ぶことによって、それぞれの範囲の組織運営上の規定性を明らかにできると考えた。

統計によると、北陸、中国地域には集落内の営農を一括管理する集落営農の中で、①複数集落を範囲とする実態、②組織名義での共同出荷を行う実態、それぞれが多数存在することから、分析対象組織が多数立地すると考えられる。しかし、統計からは組織内の作業分担の範囲と方法については詳細がわからないため、事例分析によってそれを明らかにする。

「複数集落一農場方式」の集落営農を分析するため①中国（山口県）の組織 U、②北陸（福井県）の組織 A を分析事例として取り上げた。2 事例ともに、活動地域内の水田については法人へ利用権を設定しており、組織の計画の下で水稻と転作物を生産し、生産物の一括販売が行われてい

る。転作物の一部を個人が活用できることも共通している。

活動範囲については、組織 U は 4 集落からの参加によって経営面積が 88ha、組織 A では地区内 9 集落のうち 8 集落からの参加があり、経営面積は 208ha である。2005 年の集落営農の全国平均面積は 25ha であり、そのうち「集落内の営農を一括管理・運営」する集落営農の平均面積は 32ha であるので、両事例ともに複数集落を範囲とするとともに、大規模な集落営農といえる。

組織の立地地域と概況を簡単に述べる。組織 U は 4 集落の 77 戸のうち 70 戸が参加し、構成員 115 人の組織である。日本海に面した H 市から車で 20 分程度の山間地に位置し、圃場整備後に設立されている。整備区域であった 100ha 一団地のうち、現在は 88ha の水田を集積して活動している。圃場は平均 40a 区画であり、水稻と転作の大豆の生産を主として行っている。集積した転作田のうち、畑作に適した水はけのよい部分をスイカやハウレンソウを生産する個人が独立採算方式で利用できる仕組みを作っている。また専従者はなく、全ての作業が非専従者によって行われる。

組織 A は福井県の O 盆地に位置し、9 集落 185 戸の農地所有者からなる旧村地区が範囲である。地区の水田は、ほぼ 100% の圃場整備が完了している。さらに 1990 年からは 1 区画 2.0 ~ 2.5ha の大区画圃場整備事業に着手し、2001 年度には地区の約 8 割が大区画圃場となっている。この圃場整備は整備後の集落営農の設立とそこへの農地集積を条件にして補助が行われており、組織設立の契機となっている。地区の 9 集落のうち、6 集落は全ての農地の利用権を法人に設定している。2 集落は個別農家ごとの参加となっている。もう 1 集落は単独の集落営農が存在する。圃場整備の後に担い手に農地を集積するという要件があったため、整備に関っている農地は 100% の集積となっているが、大規模圃場整備に関らない区域の参加は個々に任せら

れている。水稻と転作の麦とソバの生産が主たる部門であり、パンの加工にも取り組んでいる。組織 A では専従者 5 人が存在し、残りの作業員は非専従者になる。専従者には毎月の給料が支払われ（2005 年実績では 1 人あたり平均で 600 万円以上）、雇用保険、社会保険へ加入している。

ここで、課題である作業分担の仕組み及び作業確保における既存の集落や家の単位の規定性について述べる。

組織 U、組織 A とともに、作業者の確保においては、機械のオペレーター作業とその補助作業については主として個人を単位とし、希望者や熟練度に応じて確保している。これらの作業は、圃場整備による区画の拡大と複数集落による面積の確保により、利用できる機械も大型化し、作業時間も短縮されて時間あたりの支払が増える。必要人数が減少し、支払も増えれば作業も確保しやすい。そのため、基本的には義務的な出役を募らずに作業が行われている。

それに対して草刈や肥培管理については既存の集落や家の単位を活用した作業の分担を行っており、「自分の家」「自分の集落」といった個人と関係の深い農地の作業を担当することとしている。できない場合は、集落内でその対応を考える。これらの作業は、大規模化によって作業体系が変化しないため、組織の設立後においても必要な労働力は変わらない。作業の効率化が進まなければ作業に対する時間あたりの支払は、支払額全体を見直さなければ増大しない。そうした理由から、必要な人員の確保は困難である。そのため「自分の家」「自分の集落」の農地の作業分担を原則とすることにより、作業者を確保している。

実際に、組織 U の作業日誌により作業への出役状況を見ると、肥培管理や草刈作業は集落ごとに均等に作業を割り振るため、集落ごとの作業負担がほぼ等しくなっている。それによって、集落内での各個人の負担は作業分担者が少ないほど重くなるという関係がみられる。一方、集落全体で

作業者を割り振る機械作業では、集落ごとの出役人数にばらつきがある。

さらに、支払労賃全体でみると、効率化される機械作業に対して、効率化の進まない機械作業以外（肥培管理や草刈等）への支払の比重が高まり、2005 年において支払労賃全体の 50 %を占めている。その半分以上が草刈作業によるものである。草刈作業は、他の作業と比べると金額に対して負担が重いとされており、2007 年度から支払基準の見直しが行われ、倍増する予定である。すると 2007 年度には、水稻の主要 3 作業及び大豆の機械作業以外の作業、つまり肥培管理や草刈作業を中心とした作業への支払が、総支払労賃の 60 %に上昇する予定である。

以上、まとめると「複数集落一農場方式」の集落営農において、集落や家を意識した作業者の確保が行われており、それは作業者の不足している肥培管理作業、草刈作業の作業者の確保や分担においてよくみられた。逆に、大規模化によって効率化できた機械のオペレーターやその補助作業においては、集落や家を意識しない作業者の確保、組織の専従者の確保もみられる。つまり、作業における担い手の不足程度に応じて臨機応変な対応が行われているのであり、特に不足する部分については集落や家という枠組みを活用して、担い手を確保している。個人的な参加形態の萌芽がみえながらも、既存の集落や家という単位も必要に応じて使い分けられている。農政に対応する中で集落営農の大規模化を進めるのであれば、集落や家の壁を取り払うことが作業者の確保に影響を与えないか、また、どのような体制であれば必要な労働力を確保できるのか、作業ごとに吟味した上での作業体制の構築が必要であろう。特に、肥培管理や草刈作業など効率化を進めにくい作業においては、効率化される機械作業との関係で相対的に負担が増大し、支払労賃の過半を占める事例も存在する。担い手不足の中では、このような労働負担の重い作業に対する対応が迫られている。